

1. 件 名：東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉に係る照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について

2. 日 時：令和2年11月26日 10:40 ～ 11:15

3. 場 所：原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 児玉企画調整官、平野室長補佐、和田専門職

(テレビ会議システムによる出席)

東北電力株式会社

原子力部 課長 他3名

5. 要 旨

東北電力株式会社より、女川原子力発電所1号炉に係る照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価について、前回の面談を踏まえ、廃止措置申請時と現実的な評価条件を行った際に用いた線源の設定値等について、資料1に基づき、主に以下の説明があった。

- ・設定値については、現実的な評価条件とするために、廃止措置申請時からの変更として、照射済燃料の貯蔵体数を現に貯蔵されている体数とし、冷却期間を平成23年3月11日から9年経過後とする。
- ・上記設定値を用いた線源強度及び実効線量について、評価コードによる結果の妥当性を確認するべく、線源強度については半減期等に基づき計算した減衰率と一致していること、実効線量については、照射済燃料の貯蔵体数を変更することにより減少した体数比等に基づき計算した値と一致していることを確認した。

原子力規制庁から、詳細を確認し必要に応じて、追加の確認を行う旨伝えた。

6. その他

配布資料 資料1：周辺公衆への放射線被ばく影響評価に係る評価条件の変更が評価結果に与える影響の妥当性について